草加市ネーミングライツパートナー募集要項

１　概要

草加市では、市と契約をした命名権者（以下「ネーミングライツパートナー」といいます。）が、市の公共施設等の名称に、企業名、商品名などを冠した愛称を付与する代わりに、ネーミングライツパートナーからその対価を得て施設の管理運営に役立てるネーミングライツ事業を実施します。

ついては、ネーミングライツパートナーを以下のとおり募集します。

２　対象施設等一覧

施設名称	所在地	募集価格 ［命名権料］ （年額・税込）	契約期間
草加市文化会館	草加市松江一丁目１番５号	４５０万円	５年～１０年
草加中学校前 歩道橋	草加市氷川町２１８０番地先	４０万円	
市道１０１０号線	草加市金明町字道下３０８番３地先から金明町字道下３７５番１４地先まで（市道１０１０号線）	５０万円	

※　対象施設の概要等については、「別紙対象施設概要」をご覧ください。

※　募集価格（命名権料）を下回る応募も可能です。ただし、命名権料は、選定項目の１つとなっていることにご留意ください。

※　募集価格（命名権料）は、１万円単位で申込みをしてください。

※　募集価格（命名権料）のほかに看板設置等の費用は申込者の負担※1となります。詳細は別紙対象施設概要をご覧ください。

※１　「市道１０１０号線」については、看板等の設置及び愛称の表示は市の負担により実施します。詳細は別紙対象施設概要をご覧ください。

3　提出書類及び応募方法

⑴　提出書類

№.	提出書類
1	申込書（様式第１号）
2	法人の登記事項証明書
3	会社概要、事業概要等の分かるもの
4	直近３事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書
5	直近３事業年度分の納税に関する証明書
6	愛称に商品名等を使用する場合、当該商品等の概要の分かるもの（様式自由）
7	その他市長が必要と認めるもの

⑵　応募方法

提出書類一式を募集期間内に申込先に郵送又は直接提出してください。

⑶　募集期間

いずれかの申込のあった翌日から起算し１４日までを公募期間とし、募集を終了します（優先交渉権者決定に至らなかった場合は、募集を再開します）。

⑷　留意事項

ア 提出された書類は、返却しません。

イ 申込書等の作成及び提出に係る費用は、全て応募者の負担とします。

4　予定スケジュール（参考）

時期		内容
令和７年	随時	応募受付期間
	７月	選定委員による選定
		選定結果（優先交渉権者決定）通知
	８月	契約締結
	８月から９月（※ネーミングライツパートナーとの調整によります。）	施設の表示変更（工事）
	１０月※協議の上使用開始	愛称の使用開始

選定結果については、選定結果通知書（様式第２号）により通知します。

選定結果通知後における契約締結に向けた協議によって、契約締結以降の時期については、変更が生じる場合があります。

５　その他留意事項

その他詳細につきましては、草加市ネーミングライツ導入に関する実施方針に定めていますのでご覧ください。

６　問合せ・申込先

草加市総合政策部総合政策課

住　所 〒３４０－８５５０ 埼玉県草加市高砂１丁目１番１号

電　話 ０４８－９２２－０７４９

ＦＡＸ ０４８－９２２－１２９４

Email　sogoseisaku@city.soka.saitama.jp

別紙対象施設概要

【草加市文化会館】

１　対象施設

名称	草加市文化会館
所在地	草加市松江一丁目１番５号
建設年月	昭和４７年（１９７２年）２月
敷地面積	１２，１３６．４５㎡
延床面積	６，０２２．３３㎡
施設概要	ホールや大小の会議室を備えた文化施設 埼玉県の施設で「埼玉県草加文化会館」として開館し、平成１０年（１９９８年）に県から市に移管 鉄骨鉄筋コンクリート造　地上３階 開館時間：午前９時から午後９時３０分まで（受付業務は午後９時まで） 休館日：毎月第１水曜日及び年末年始（１２月２９日から１月３日まで）※その他臨時休館日あり
施設内容	ホール、第１～第４楽屋、第１会議室、レセプションルーム、第２会議室、第１・第２研修室、音楽室、実習室、和室、託児室、フリースペース、伝統産業展示室、さわやかサロン（図書資料室）、ワーキングルーム、ロッカールーム、レストラン（軽食喫茶室）
令和元年度利用者数	１５３，２５８人
令和２年度利用者数	３８，３７８人
令和３年度利用者数	１１７，５３４人
令和４年度利用者数	１４１，２６４人
イベント開催数	主催・共催を含めて計３１事業を開催（令和４年度（２０２２年度））
主なイベント	「国際ハーブフェスティバル2022－草加市」「彩の国さいたま童謡コンサート2022」等（令和４年度（２０２２年度））

【大ホール】

草加市文化会館ホール座席表

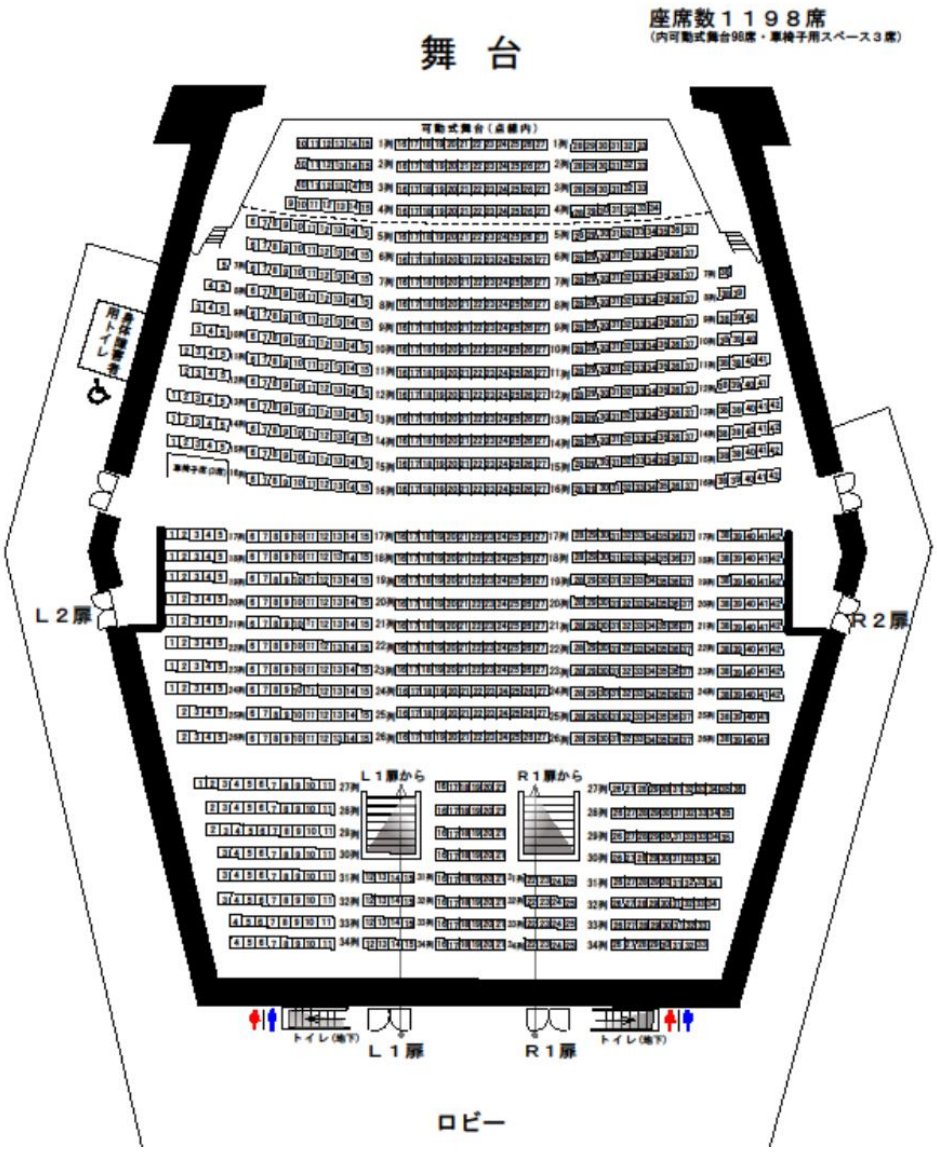

【１階】

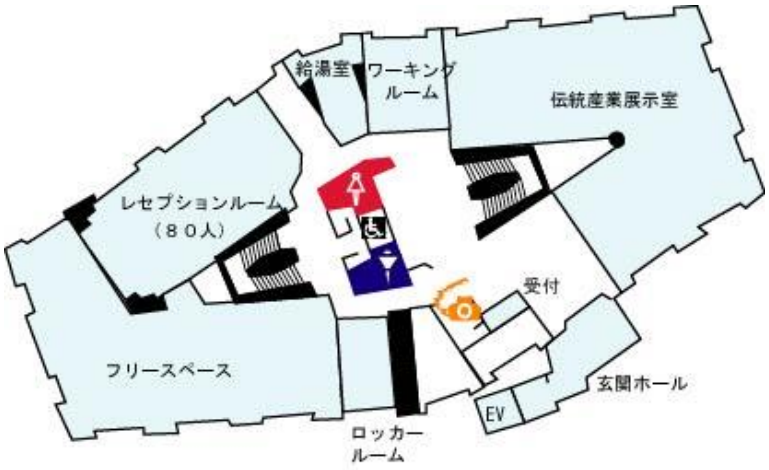
給湯室
ワーキング
ルーム
伝統産業展示室
レセプションルーム
（８０人）
受付
フリースペース
玄関ホール
EV
ロッカー
ルーム

【２階】

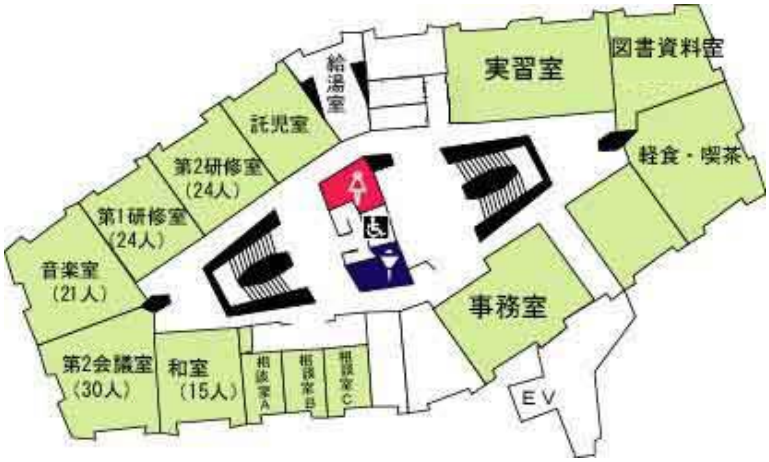
給湯室
実習室
図書資料室
託児室
第2研修室
(24人)
軽食・喫茶
第1研修室
(24人)
音楽室
(21人)
事務室
第2会議室
(30人)
和室
(15人)
相談室A
相談室B
相談室C
EV

【３階】

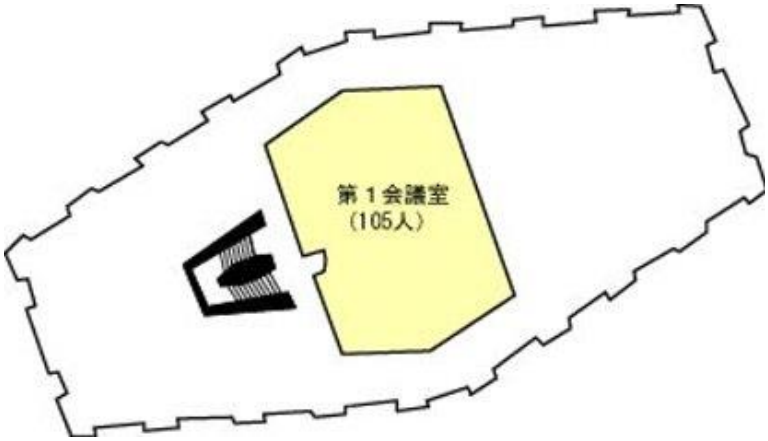
第１会議室
(105人)

2　主な愛称の掲示場所

愛称表示の場所やデザイン、大きさ等は協議により決定します。

主な既存の看板等は以下のとおりです。

3　愛称について

企業名や商品名等のほかに、「文化会館」「ホール」などを使用し、当該施設を連想できる愛称としてください。

【草加中学校前歩道橋】

1　対象施設

名称	草加中学校前歩道橋
所在地	草加市氷川町２１８０番地先
路線名	市道１０４６号
橋長	１６．０ｍ
道路幅員	１．５ｍ

2　愛称の表示箇所

赤枠が表示可能箇所です。

3　愛称の表示について

⑴　企業名や商品名等のほかに、末尾は「歩道橋」としてください。

⑵　表示可能箇所は、歩道橋の主桁部分とし、両面に１か所ずつとします。

⑶　表示箇所、文字のサイズ等は協議の上決定します。

⑷　表示方法は、歩道橋の表面に、シール貼付け又は塗装するものとします。

⑸　交通標識等と誤認させるようなデザイン（進入禁止マーク、信号の絵、矢印など）は使用できません。

⑹　飲酒運転や危険運転を推奨又は連想させるようなものは使用できません。

【市道１０１０号線】

１　対象施設

名称	市道１０１０号線
所在地	金明町字道下308番3地先から金明町字道下375番14地先まで
路線番号	市道１０１０号
延長	２１８．４ｍ
道路幅員	１６．０ｍ

２　愛称の表示箇所

起点（県道足立越谷線）

終点（新田駅東口駅前交通広場）

※写真は現在整備中の暫定道路になります。

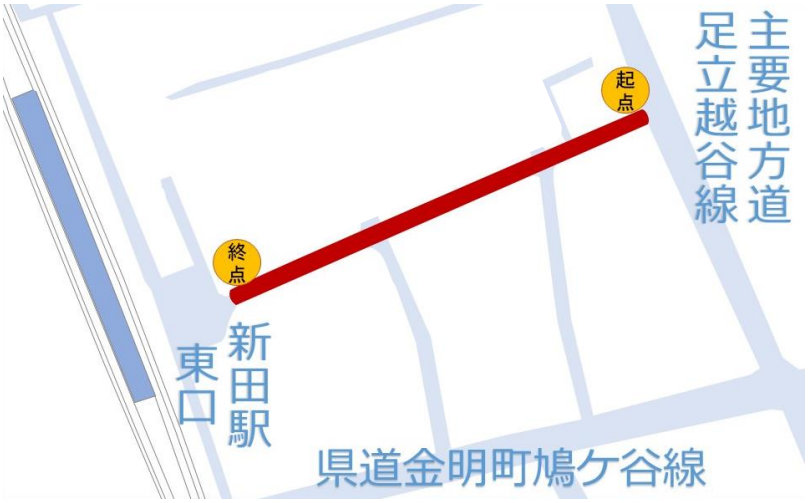

※イメージ図

３　愛称の表示について

⑴　企業名や商品名等のほかに、末尾は「通り」もしくは「ストリート」などを使用し当該箇所を連想できる愛称としてください。

⑵　新田駅東口地区公共サインデザインガイドラインに沿った、県道足立越谷線交差点付近と新田駅東口駅前交通広場付近の２基の愛称柱※１の設置及び愛称の表示（ペイント）については、市の負担により実施しますが、契約期間満了後（契約解除を含む。）の原状回復に係る費用は申込者の負担になります。

⑶　表示箇所、文字のサイズ等は協議の上決定します。

⑷　交通標識等と誤認させるようなデザイン（進入禁止マーク、信号の絵、矢印など）は使用できません。

⑸　飲酒運転や危険運転を推奨又は連想させるようなものは使用できません。

⑹　区画整理事業の進捗により、名称柱の設置時期を調整させていただく可能性があります。

※１　起点（県道足立越谷線交差点付近）と終点（新田駅東口駅前交通広場付近）の２基（規格200㎜×1200㎜）

様式第１号

年　　月　　日

草加市長　　宛て

所 在 地
事業者名
代 表 者

草加市ネーミングライツ事業申込書

草加市ネーミングライツ事業に関する実施方針に定める事項に同意の上、関係書類を添えて、次のとおり申し込みます。

施　　設　　名	
愛（フリガナ）　称　　案	
愛 称 の 理 由	
希 望 契 約 期 間	年
命　名　権　料	円（年額／税込）

１　応募理由・目的

２　地域貢献の実績等（本市への寄附、協賛、貢献の提案、計画）

３　本市に事業所を有しているか（本社、支店等）

４　担当者及び連絡先

担当者名	
部 署 名	
電話番号	
E-mail	